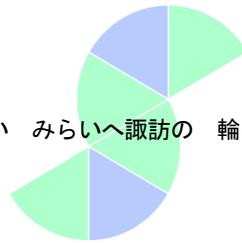


令和7年度

～ひびきあい みらいへ諏訪の 輪はひとつ～



諏訪広域連合 育児休業代替任期付職員採用試験 受 験 案 内

介護福祉士（上級・中級）

※育児休業代替任期付職員とは・・・

育児休業代替任期付職員とは、育児休業を取得する職員の代替として任期を定め（3年以内）勤務していただく正規職員です。任期が定められていること以外、勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服務、福利厚生等）については、一般の正規職員と変わりません。（ただし、育児休業を取得することはできません。）

『諏訪広域連合』は、岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村で組織された『特別地方公共団体』であり、職員は諏訪地域の広域行政の推進や消防、介護保険業務等事務及び救護施設の管理・運営を行う「地方公務員」です。

【日程及び試験内容】

募 集 期 間	令和8年1月26日（月）～令和8年2月27日（金）
申 込 方 法	申込書類の郵送（募集期間内必着） 又は 持参 ※持参の場合は平日（月～金）午前8時30分から午後5時までの間に受付のこと
第 一 次 試 験 内 容	申込書類による書類選考
第 一 次 試 験 合 否 発 表	3月上旬 ※文書で第一次試験の合否結果を通知します。
第 二 次 試 験 日 程	令和8年3月中旬 会場：諏訪市役所
第 二 次 試 験 内 容	面接試験・・・ 一般知識及び人柄・適性等について面接により確認し、選考する。
最 終 合 否 発 表	3月中旬

申込書類

ア 履歴書・身上書（当広域連合所定の様式）

（ホームページ：<https://www.union.suwa.lg.jp/site/jimukyoku/2436.html>）

（胸から上、正面、脱帽、3ヶ月以内に撮影した写真を貼付すること）



イ 基準学校の卒業証明書又は卒業見込証明書

ウ 介護福祉士の資格保有者は、その資格者証の写し

（A4サイズになるようコピーすること）

※ 応募書類等は返却しません。この試験に際して収集する個人情報は、この採用試験のため
に必要な範囲でのみ利用し、適正に保護・管理します。

＜採用試験の問い合わせ・申込先＞

諏訪広域連合 事務局 企画総務課

〒392-8511

長野県諏訪市高島一丁目22番30号（諏訪市役所内）

TEL（0266）52-4141（内線373・374）

ホームページ <https://www.union.suwa.lg.jp/>



1 採用職種

職種	勤務場所	勤務内容
介護福祉士	救護施設ハケ岳寮（茅野市金沢4518-1）	社会福祉関係業務

2 採用区分、応募資格及び採用予定数

職種	採用区分	応募資格	採用予定数
介護福祉士	上級	昭和50（1975）年4月2日以降に生まれ、大学卒業又は卒業見込みの方であり、介護福祉士の資格を有する方又は来春資格取得見込みの方	2名程度
	中級	昭和50（1975）年4月2日以降に生まれ、短期大学（同等の学校を含む）卒業又は卒業見込みの方であり、介護福祉士の資格を有する方又は来春資格取得見込みの方	

※ 採用後は、可能な限り諏訪圏域内に居住してください。

※ 次のいずれかに該当する方は、応募することができません。

- ・日本国籍を有しない方
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- ・諏訪広域連合職員として懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

3 採用

- (1) 最終合格者は、令和8年4月1日付けで「育児休業代替任期付職員採用候補者名簿」に登載され、登載順に育児休業代替任期付職員として採用します。
- (2) 育児休業代替任期付職員は、育児休業を取得する任期の定めのない職員の代替職員として勤務することになりますので、育児休業の取得状況によっては、4月1日以降の採用となる場合があります。また、採用候補者名簿への登載ですので、登録されても採用されないことがあります。
- (3) 名簿登載有効期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年とします。
- (4) 任用期間は3年以内です。職員の育児休業期間などに応じて採用時に決定します。また、職員から育児休業期間の延長申請があった場合などには、通算3年以内で任期が更新されることがあります。
- (5) 育児休業代替任期付職員への採用は、諏訪広域連合職員（任期の定めのない職員）の採用とは無関係であり、諏訪広域連合職員への採用に優先されるものではありません。

4 勤務条件

(1) 給与

ア 給料

諏訪広域連合の一般職の職員の給与に関する条例に基づき支給します。

(諏訪市一般職の職員の給与に準じて支給します。) (令和7年4月1日現在)

採用区分	初任給
上級	232,000円
中級	216,500円
初級	200,300円

※ 採用時までに給与改定があった場合は、改定後の給与を支給します。

※ 職歴等により初任給への加算があります。

イ 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当、宿直手当、寒冷地手当等が職種、勤務形態、支給条件等に応じて支給されます。

(2) 勤務時間

【介護福祉士】

- ・ 日勤（週5日）（※）午前 8時30分～午後5時15分
- ・ 早出（※） 午前 7時30分～午後4時15分
- ・ 遅出（※） 午前10時00分～午後6時45分

※他に宿直勤務があります。

(3) 休暇 ※採用期間により年次休暇の付与日数は異なります。

ア 年次休暇（有給）・・・年間20日以内（初年は15日以内）

イ 療養休暇（〃）・・・負傷又は疾病等の事由の場合、90日を限度

ウ 特別休暇（〃）・・・研修、厚生計画の実施、公民権の行使、結婚、忌引き等の事由の場合与えられます。

エ 無給休暇・・・・・介護休暇

※育児休業代替任期付職員は育児休業の取得はできません。

(4) 福利厚生

ア 長野県市町村職員共済組合（健康保険制度、厚生年金制度、関連給付事業あり）

イ 長野県市町村職員互助会（結婚祝金、出産祝金等の支給あり）